

総務環境常任委員会審査報告書（平成30年12月）

（条例審査）

平成30年12月6日、午前10時45分から役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長、総務防災課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、平成30年12月5日の本会議で当委員会に付託された、「議案第74号 山北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者：小栗直治委員長・井上正文副委員長・藤原浩委員・瀬戸恵津子委員
川村俊治委員・渡辺良孝委員・府川輝夫委員

町出席者：町長・副町長・総務防災課長

会議に入る前に、副町長から昨日の本会議で配布された議事日程のなかで、総務環境常任委員会に付託された議案第74号の記載が「派遣に関する条例の制定について」となっていたが、正式には「派遣等に関する条例の制定について」ということで「等」が抜けていたので、この場でお詫びして訂正させていただきたい旨の発言があり、了承しました。

委員長の挨拶の後、町長に出席していただいていますので、町長の挨拶をいただきました。

総務防災課長より条例および資料の説明の後、直ちに質疑に入りました。

渡辺委員 第6条の中に「他の職員との権衡(けんこう)上必要と認められる」とあり、あまり聞かない言葉であるが「権衡」とはどのような意味なのか。

総務防災課長 少し難しい漢字となっていますが、国の法律ではこのような漢字で

定めています。

つりあいという意味になります。

井上副委員長 派遣の決定をしていく場合に、いろんなことが起こってくると思います。派遣の取決めを条文化していますが、例えば職員が派遣に応じるという行為に発展していく場合にその職員の同意というのは、どのようになるのか。

総務防災課長 どこの市町村もそうですが、首長が任命権者で私たち職員は動いています。ですからまず意向打診があります。

家庭の事情などのよほどのことがなければ、それに従って職員は動くことになります。

本条例による派遣もこれと同じように考えています。身分は町の職員と同様で、給料も同様となります。

井上副委員長 辞令だから行ってくださいということだと、仮に私はちょっと向いていないということが発生した場合はどうするのか。

総務防災課長 山北町の場合、常に一年に一回以上副町長と教育長が職員と面接を行っています。その時のやり取りのなかで、まず向いているかどうかということは聴き取りで行います。150人の職員ですので、副町長が一人ひとり、30分から1時間程度面接をします。それでまず、適性かどうか判断した中で、まず内示をします。それでも嫌だと言われたら、やはり違う職員ということになると思います。今までの例からすると職員の意向もかなり重視されます。

瀬戸委員 これまでこの条例がなかったが問題などはなかったのか。

総務防災課長 これまでも全国のいろいろなところに市町村は職員を派遣しておりました。山北町で私が知っている範囲でも社会福祉協議会の事務局長などもいました。そうすると各市町村でそれぞれの職員の処遇について違いが出てしまうということで、それではいけないということでどの市町村でも派遣する場合は同じ処遇となるようこの法

律が制定されたものです。

渡辺委員 特に派遣期間は規定していないが、期間の考え方はどのようになっているのか。

総務防災課長 条例では決めておりませんが、法律で決まっており、通常3年以内。延長で最長5年までが可能ということになっております。

藤原委員 総務省のこの法律に関する概要の説明で示されている中で、今説明のあった期間の問題ですとか、手続き上の取決めを明示することなど、職員のことについて書かれています。これらについて特に条例には明記されていないということでしたが、明記しなくても上位法で規定されているという理解でよいか。

総務防災課長 基本的にはそうですが、上位法ですべて決めておりません。他の市町村の例を見ますと、協定書のようなものを締結しているようです。ですから山北町と例えば社会福祉協議会との間で、派遣の期間、給与、旅費、勤務時間、サービス、福利厚生や研修はどのようなものを受けられるかといったことを、協定で事細かに決めていきたいと考えております。

川村委員 第5条の「当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む」を公務とみなすとはどういうことか。

総務防災課長 まず労働者災害補償保険法第7条第2項というのは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に関することになっております。町職員は地方公務員ということで公務の時も通勤途中の時も事故等にあつたら補償を受けられます。例えばこれが派遣先の団体に派遣されている時の通勤時や業務中に事故した場合はどうなるのかというと、こういった場合でも町の仕事をしていたと同様に地方公務員の災害補償が受けられるということです。

府川委員 先ほどの資料で想定される派遣先が4つ示されています。そして条例の第4条に給料及び手当のそれぞれ100分の100以内を支

給することができると思いますが、具体的にはこの4つの団体に派遣した場合はどうなるのか。また、これはどういう職務権限で行ったかによっても変わるのかお示しいただきたい。

総務防災課長 派遣する場合、かなり町長の施策に優先されていくようになると思います。やはり町の職員も限られた数ですので、その限られた人材の中、派遣するためには、町の施策がかなり色濃く出なければならぬと思います。そうしますと規定では、派遣先の状況により100%以下でもよいということになってはいますが、想定としては100%を考えています。

渡辺委員 現在行っている人事交流などとの違いを確認したい。

総務防災課長 まず国があります。大きい市ですと国にも職員を派遣しています。その場合は派遣の規定がありませんので、地方公務員を一度辞めて国家公務員になります。これが国に行く場合です。次に都道府県や市町村に派遣する場合は、地方自治法により交流が認められています。そして今回の法人については、派遣法で認められるということになります。

小栗委員長 山北町の職員の定数条例に将来影響があるのかどうか。派遣職員が増えてきた場合に今までの行政改革になかで職員を減らしてぎりぎりだと思うが、再任用を考えたときにこれは増える可能性があるのではないかと。このことについて検討はしているのか。

副町長 将来、派遣を行うことによって職員が足りなくなるということは想定しておりません。あくまでも職員の中でやることであって、職員が不足すれば派遣しないということです。

小栗委員長 これは派遣先との協定になると思うが、地方公務員法の交流と同じように相互交流の協定もありうるのか。

総務防災課長 今回の派遣法による想定では交流ではなく一方通行です。

渡辺委員 この条例が施行されると、来年度、派遣をする考えはあるのか。

副町長 現時点でお答えすることはできません。

小栗委員長 現在小田原市消防や足柄西部清掃組合に派遣していますが、これは派遣法による派遣には算入されてこないということでしょうか。

総務防災課長 足柄西部清掃組合や小田原市消防につきましては、地方公共団体になりますので、自治法での派遣になります。

以上で質疑を終了し、「議案第74号 山北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。